

四日市市上下水道局告示第13号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年3月8日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

1 委託を受けた者

名称 四日市市水道サービスグループ
所在地 三重県四日市市栄町8番9号203号

2 委託の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

（上下水道局管理部お客様センター）